

木造住宅 構造の扉(シリーズⅡ) 第1回

「四号建築物」

西澤博文(船橋支部)

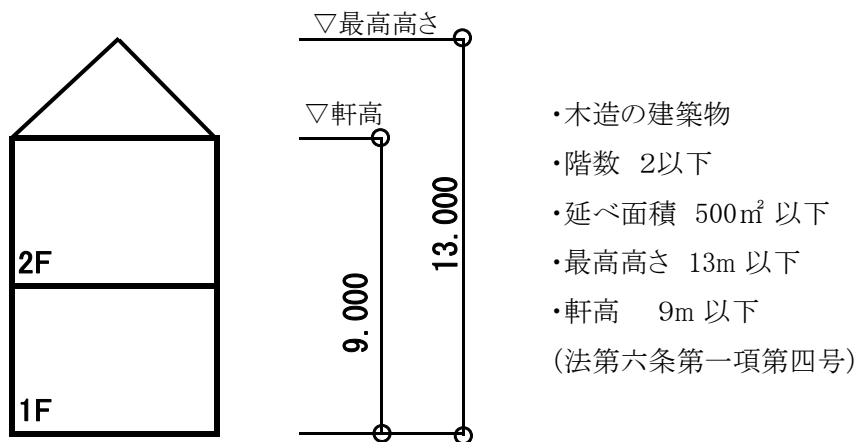
前回のシリーズでは「木造の構造設計の考え方」「耐震診断上における開口部の評価の考え方」を数回に渡り掲載させていただきました。

今回のシリーズでは、建築基準法第6条の4において、確認申請の審査を簡略化が認められている、俗に「四号特例」と呼ばれている「四号建築物」について分かり易く記述します。

建築基準法

第六条の四(建築物の建築に関する確認の特例)建築基準法

三 第六条第一項第四号に掲げる建築物で建築士の設計に係るもの



「四号特例」では、建築士が設計していれば提出図書の省略などが認められています。しかし、これは「構造安全性のチェックを行わなくて良い」という意味ではありません。「構造安全性のチェック」は行う必要はありますが、確認申請の審査において簡略化が認められているという意味です。

平成20年頃〇〇建設に始まって、木造軸組構法住宅で壁量不足や金物不足などの欠陥建築物が多数出ました。「四号特例」の見直しをしなければと「木造軸組構法住宅」の講習会が何度か開催されましたが、現在はなぜか皆さん関心が薄くなってしまったようです。

木造住宅の仕様規定には、3つの簡易な計算と8つの各部構法の合計11の規定があります。

3つの簡易な計算も法律上は「構造計算」ではなく「仕様規定」と位置づけられています。

N値計算法は、政令や告示に定められているものではなく、「2007年版 建築物の構造関係技術基準解説書」に方法が告示されています。

1. 壁量の確保
(壁量計算)
2. 壁量のバランス
(四分法)
3. 継手・仕口の選択
(N値計算法)

簡易な
計算方法で
確認



4. 基礎の仕様
5. 屋根ふき材等の緊結
6. 土台と基礎の緊結
7. 柱の小径の確保
8. 横架材の欠込み
9. 筋かいの仕様
10. 火打材等の設置
11. 部材の品質と耐久性の確認

仕様を
守って
計画

☆「基礎」は本来は計算方法で確認する必要があるが、仕様規定とされた。